

学校いじめ防止基本方針

館山市立第一中学校

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがおこなわれなくなるようにするための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 いじめの定義

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

このことから、個々の行為がいじめに当たるか否かは、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。児童生徒によっては、いじめられていることを相談しにくい気持ちや、気づいてほしいという思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察することが大切である。

いじめの認知は、特定の教職員ではなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用することとする。

2 本校のいじめ問題に対する基本理念

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利だけでなく、人権を著しく侵害し、併せて犯罪につながる恐れがあるとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるため、いじめを受けた生徒の生命・心身の保護を優先する。
- (2) いじめは、どの生徒・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係と言える生徒はいないため、全生徒をいじめの問題に関わる対象ととらえる。
- (3) いじめの問題は、教職員等が一人で抱え込む問題ではなく、関係機関や地域と連携し、教職員が一丸となって組織的に対応すべきものである。

3 校内いじめ対策組織について

- (1) 名称 校内いじめ防止対策委員会（校内組織＝生徒指導委員会）
- (2) 構成員 ◎校長・教頭・教務主任・生徒指導主任
教育相談担当職員・各学年職員1名・部活動担当1名
養護教諭・スクールカウンセラー
- (3) 会議開催 毎週1回及び随時（いじめやいじめの疑いがあった場合）

- (4) 内 容
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組や計画の作成・実行とそれらの検証・修正及び基本方針の見直しを行う。
 - ・いじめやいじめの疑いの相談・通報の窓口となる。
 - ・いじめやいじめの疑いに関する情報について、それに関わる生徒の現状と情報の共有化や指導の方針・共通指導事項の共通理解を図る。
 - ・生徒指導上の問題を持つ生徒について、現状と情報の共有化や指導の方針・共通指導事項の共通理解を図る。
- (5) 事務局
- ◎教頭・生徒指導主任・教務主任
教育相談担当職員・養護教諭・スクールカウンセラー 等
※日常的な相談・対応の窓口，組織の中核

4 いじめの未然防止について

(1) いじめ防止の環境づくり

- ・生徒会の活動方針の中に、いじめ防止（撲滅）を盛り込み、生徒に呼びかけを図る。
- ・生徒会の活動として、いじめ防止のポスター作製・掲示等を促す。
- ・年間に1回以上と必要時の情報モラル教育を実施する。

(2) 「わかる授業」の展開

- ・セルフチェックシートによる授業の自己評価を毎月1回以上実施する。
- ・授業後の成果・課題と改善方法の年間指導計画への記録をする。
- ・週指導記録簿における教職員の実質的有効活用と管理職の指導の充実を図る。
- ・「授業練磨の公開日」を活用した教材研究と指導案検討による校内研修の充実を図る。

(3) 道徳教育・体験活動の充実

- ・道徳の授業の完全実施とともに授業の相互参観による道徳授業の充実を図る。
- ・ボランティア，キャリア教育の実践や向上を図る。
- ・学年，学校行事(入学式・卒業式・修学旅行等の学年行事・運動会・文化祭・予餞会)や部活動を通して，集団の質の向上と豊かな心を育成する。

(4) いじめ防止の啓発活動

- ・生徒会主催で、いじめ防止を訴える企画を実施する。
- ・人権作文への積極的な応募を行う。

(5) 指導方針等の周知

- ・いじめに対して厳正に対応することを生徒と家庭へ周知する。
- ・いじめの行為が犯罪として取り扱うべきものや生徒の生命，身体，財産に重大な被害が生じるものと判断できる場合は，いじめを受けた生徒を徹底して守るという観点から，関係機関と連携して対応をとることを，

生徒と家庭へ周知する。

※（１）～（５）の取り組みを各年度の生徒の実態を考慮しながら、適切にその年度の活動として盛り込んでいく。

5 いじめの早期発見と相談・通報について

いじめの早期発見は、いじめに対し、迅速に対処するための前提である。このためには、教職員や保護者が児童生徒の些細な変化に気づく力を持つことや、信頼関係の構築が必要である。

いじめは、大人に見えにくい場所や時間に行われたり、遊びやふざけあいを装って行われることがある。些細な兆候であっても疑いを持って早い段階から的確に関わり、積極的にいじめを認知する必要がある。

（１）定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施

- ・生徒対象のアンケート調査と集計分析をする。
- ・年３回の定期的な教育相談の継続と生徒への積極的関わりの推進を図る。
- ・日頃から、生徒との面談・保護者面談等を必要に応じて実施し、いじめの早期発見・相談に努める。

（２）授業時間・休み時間・放課後等の観察

- ・可能な限り、休み時間や放課後の生徒の様子を観察する。
- ・「おかしい」「もしかしたら」「このままだと」と思った場合は、すぐに学年内及び学校全体で情報を共有する。
- ・部活動での生徒の状態について、学年内及び学校全体で常に情報を共有する。

（３）いじめに関する窓口の常設

- ・「相談箱」の設置を継続し、いじめに関わる情報の収集と把握に努める。
- ・生徒がいじめに関わる事案を校内で相談できない場合に対応できるように、「館山市いじめ相談室（TEL 0120-105-783）」の存在を保護者を含め、周知する。

（４）いじめの早期発見と対応に関する研修の実施

- ・HYPER Q-Uテストの結果を分析し、いじめ事案等の早期発見に努め、また、それに基づいた対応を行うことで早期解決を目指す。
- ・いじめ防止対策や対応に関わる研修を実施する。

6 いじめを認知した場合の対応について

いじめがあることが確認された場合又はいじめが疑われる場合は、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒や知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に事情を確認の上で適切な指導をするなど組織的な対応が必要である。

このため、学校は日ごろからいじめを把握した場合の対処について理解を深め、教職員が一人で抱え込むことのないよう組織的な対応ができる体制を整備しておく必要がある。

(1) いじめ事案に関わる聞き取り

- ・いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒、その周辺にいたと思われる生徒個々から、校内いじめ防止対策委員会事務局と担任等が、いじめ事案に関わる状況を聞き取り、記録に残す。なお、聞き取り時には生徒の心身の状態の把握に努め、適切な対応を行う。

(2) いじめを受けた生徒の安心安全の確保と支援体制の構築

- ・聞き取りにより確認した内容に基づき、いじめを受けた生徒の希望を考慮しながら、校内いじめ防止対策委員会事務局は安心安全の確保の方法（いじめを行った生徒への指導・いじめを行った生徒との隔離・いじめを行った生徒の保護者への指導の依頼 等）を検討し、すぐに実行する。
- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、いじめを受けた生徒の安心安全を確保し続けるための支援体制（事務局が中心となって、担任等とともに、監視・相談体制の説明・保護者の協力依頼 等）を、いじめを受けた生徒とその保護者の了解のもと、すぐに構築する。

(3) 家庭や関係機関、専門家との協力体制の構築

- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、関係生徒の保護者へ当該いじめ事案に関わる事実を連絡するとともに、家庭の協力を依頼する。（いじめを受けた生徒の保護者への学校管理下におけるいじめを防げなかったことの説明等を含む。）
- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、必要に応じて、関係機関（教育委員会・市こども課・警察 等）へ協力を要請する。

(4) いじめを受けた生徒及びその保護者のケアや支援

- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、いじめを受けた生徒の安心安全を確保し続けるための支援体制を維持するとともに、いじめを受けた生徒の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができるようにする。
- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、いじめを受けた生徒の保護者のその後の相談にも真摯に対応しながら、お互いに協議して、その結果に基づき指導を行う。

(5) 再発防止のための指導・啓発

①いじめを受けた生徒へ

- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、いじめを受けた生徒の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができることを知らせる。
- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、いじめを行った生徒からのいじめ

を受けないように措置をするとともに、同じ生徒からいじめや何らかの威圧を受けた場合やその不安を感じた場合は、校内いじめ防止対策委員会事務局へすぐに知らせるように指示するとともに、いじめを受けた生徒の安心安全を確保するために十分な対応をするという意味をはっきりと伝える。

②いじめを行った生徒へ

- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」ことを確実に伝え、自分のしたことを反省する機会を設ける。
- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、いじめを行った事実と家庭の協力を求めること・必要に応じて関係機関へ連絡することを、当該生徒の保護者に連絡することをしっかり伝え、自分のしたことの重大性を感じさせる取組を行うようにする。
- ・「いじめ」について、その行為そのものは許されるものではないが、いじめを行った生徒の人格等を否定するものではない。したがって、校内いじめ防止対策委員会事務局は、当該生徒のケアや支援のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができることを知らせる。

③周辺にいた生徒へ

- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、「いじめは、どの生徒・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係と言える生徒はいない。学校はいじめの問題に関わる対象を全生徒と考える」ことを、観衆等となっていた生徒へしっかり伝え、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。
- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、「いじめゼロ宣言」を活用し、「話す勇氣」について、相談、通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではないと説明し、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。

(6) いじめ事案に関わる情報提供

- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、「いじめゼロ宣言」を活用し、「話す勇氣」について、相談、通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではないと説明し、相談・通報の正当性を意識させ、いじめ撲滅に向け、学校全体で取り組んでいくことを確認する。
- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、いじめの状況によって、関係機関に連絡し、情報提供を行い情報の共有化を図る。

(7) 具体的ないじめの態様の例

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。

- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

7 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
【生命・身体又は財産に重大な被害】
 - ・生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
【相当な期間】 ・年間30日間

(2) 報告と対応

- ①校長は、重大事態の発生について、市教委を通じて市長（教育長）へ迅速に報告する。
 ※生徒・保護者から「いじめにより重大事態に至った」との申し出があった場合は、重大事態か否かの判断に関わらず、報告する。

第1報【認知・申立て受理後の連絡経路（迅速に行う）】

発 見 者	受 理 者	→ 担任 → 学年主任 → 生徒指導主任
		→ 教頭・校長 → 市教委 → 教育長・市長
		→ （必要に応じて）医療機関・警察関係機関 等

第2報【第1報後の書面を通じた連絡経路】

校長・教頭 → 担当者へ報告書作成指示 → 校長 → 市
 報告書内容：①いつ（いつ頃から） ②誰が ③誰から ④どんないじめ
 ⑤認知後の学校の対応（誰が、誰に、どんな対応をして、どんな結果になったか、今後の対策をどうするか（当該生徒・その他生徒・保護者））等

※いじめを受けた児童生徒の身体的状態によっては、事故報告も提出する。（事故報告の第1報を含む）

作成手順：担当者の聞き取り等→事実の確認→書面→教頭・校長の確認

- ②校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童生徒の安心安全の確保を優先し、「5 いじめを認知した場合の対応について」に基づいて、迅速な対応を行う。

(3) 調査

- ①調査主体＝学校の下組織

- i : 名 称 校内いじめ防止対策委員会
- ii : 構成員 ◎校長・教頭・生徒指導主任・教務主任・特別支援教育担当職員・教育相談担当職員・養護教諭
スクールカウンセラー
P T A役員・学校評議員・地区保護司・人権擁護委員等

- ②調査方法 ・いじめを受けた生徒からの聞き取り
・いじめを行った生徒からの聞き取り
・関係した生徒，見ていた生徒等からの聞き取り 等
・個人的な関係によるものでない場合，アンケート調査

- ③調査内容 客観的事実関係を明らかにするための調査を行う。
 - i : いつ (いつ頃から) ii : 誰が iii : 誰から
 - iv : どんな v : いじめを生んだ背景・事情
 - vi : 生徒の人間関係 vii : 認知後の学校の対応 等

④調査結果の提供

調査した内容は，いじめを受けた生徒・保護者に対して事実関係，その他必要な情報について，経過報告を含め適時適切に提供する。

8 公表，点検，評価等について

- (1) 学校いじめ防止基本方針の公表
 - ・学校いじめ防止基本方針を各家庭へ配布する。
 - ・P T A総会，懇談会等を利用して，学校いじめ防止基本方針を紹介する。
- (2) いじめ事案への取組の評価・分析
 - ・生徒及び保護者対象のアンケート調査と集計分析。
 - ・学校評議員による取組の評価と分析。
- (3) 学校いじめ防止基本方針の見直し
 - ・生徒及び保護者から学校いじめ防止基本方針に対する意見を求める。
 - ・生徒及び保護者からの意見や学校評議員の評価と分析を参考にして，いじめ防止対策委員会を開催し，学校いじめ防止基本方針の見直しを行い，公表する。

9 その他

- (1) この「学校いじめ防止基本方針」に示されるものの他，「学校いじめ防止基本方針」に必要な事項は，校内いじめ防止対策委員会が中心となり，校内で十分に検討し，校長の責任において定める。
- (2) この「学校いじめ防止基本方針」を改訂した場合は，改訂日を記載し，改訂後の「学校いじめ防止基本方針」を速やかに公表する。

この「学校いじめ防止基本方針」は平成26年5月1日から運用する。

この「学校いじめ防止基本方針」は平成28年5月1日から運用する。